MUFG BK 中国月報

三菱 UFJ 銀行　国際業務部

第 157 号（2019 年 3 月）

■ エグゼクティブ・サマリー

■ 特　集

◆　東アジアのグローバル・バリュー・チェーン（GVC）
貿易摩擦激化の逆風下、GVC を地域のさらなる産業高度化につなげられるか？
公益財団法人　国際通貨研究所　経済調査部 …… 1

■ 経　済

◆　中国の経済の減速とその対策の現在
三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券　インベストメントリサーチ部 …… 5

■ 連　載

◆　華南ビジネス最前線　第 40 回
～恵州―広東シリコンバレーの構築へ
三菱 UFJ 銀行　アジア法人営業統括部　アドバイザリー室 …… 11

■ スペシャリストの目

◆　税務会計：新個人所得税法実施条例及び関連法令の公布と現行の優遇措置の取り扱い
KPMG 中国 …… 16

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

三菱UFJ銀行　MUFG

エグゼクティブ・サマリー

特　集　**「東アジアのグローバル・バリュー・チェーン（GVC）**
貿易摩擦激化の逆風下、GVC を地域のさらなる産業高度化につなげられるか？」

✧グローバル・バリュー・チェーン（GVC）は、製造業の国境を越えた工程間分業。中国の GVC への参加は、従来、輸入部品を加工組立し輸出する川下型だったのが、過去 15 年で急速に国内産業の高度化が進み、他国への部品・資本財を供給する川上型参加度が高まった。このため、多くのアジア諸国で中国経済との結びつきが高まっている。

✧GVC 展開には自由な貿易が前提となるため、世界的な保護主義の高まりは懸念材料となる中、米国が離脱した環太平洋パートナーシップ協定（TPP11）が昨年 12 月 30 日に発効。中国、インドの二大国が参加する東アジア地域包括的経済連携（RCEP）は交渉が 2019 年に持ち越された。

✧東アジアでは NIEs 以外の国は中所得から高所得国への移行に苦戦。欧米先進国は高齢化に伴う低成長を余儀なくされ、「先進国市場をターゲットとした労働集約型製品の輸出主導」というアジアの成長モデルは陳腐化している。東アジア諸国は GVC への参加度を高め、産業を高度化させることで、技術革新を伴う生産性向上による経済発展を図っていくことが望まれる。

経　済　**「中国経済の減速とその対策の現在」**

✧2018 年の中国の実質 GDP 成長率は 6.6%増と成長率が鈍化したが、これは経済の成熟化に伴う自然な流れで、問題は減速そのものより、構造上の減速による各種問題に対処できるか、減速が想定より進んでしまうのではないか、という 2 点に集約できる。

✧中国政府は 18 年末から 19 年にかけて様々な投資刺激策と消費刺激策を発表してきたが、政策には余力があり、「所得倍増計画」が完成する 20 年に向けたタイミングで政策サポートを強化するものと考えられる。そのためには 19～20 年の年平均実質 GDP 成長率 6.14%増が必要となる。

✧なお、経済の実力を示す一人当たり所得では、中国は 192 か国中 73 位の 9,633 ドル。但し、購買力平価を用いると約 2 倍の 18,120 ドルとなり、現在の人民元が対ドルで元安に歪んでいる為、所得が低く換算されているとも言える。米中貿易摩擦の行方のひとつに「人民元水準の是正」というカードが残されていることも頭に入れておく必要があろう。

連　載　**「華南ビジネス最前線　第 40 回 ～恵州－広東シリコンバレーの構築へ」**

✧珠江デルタの主要な工業都市「恵州市」は、改革開放以来、石油化工と電子情報を支柱産業として育成してきたが、近年は隣接する深圳、東莞からの産業移転の受け皿となると同時に、イノベーションや先端技術の研究開発にも着手し、「広東のシリコンバレー」構築を目指している。

✧恵州市は国務院から「珠江デルタ国家自主革新モデル区」の 1 つと位置付けられ、「恵州潼湖生態スマート区」が設置された。広東省はスマート区を「広東シリコンバレー」や「国家生態都市のモデル地域」として発展させ、恵州の「製造」から「創造」への転換を牽引させることを明確にした。

✧「広東シリコンバレー」は、未だ開発初期段階にあるものの国家政策の方向性にあわせた産業構造への転換を推進しており、国家戦略の大湾区構想における地理的優位性を活かしながら、「深圳、東莞、恵州経済圏」の一員として、それぞれの特徴を相互補完しつつ今後更なる発展が期待される。

スペシャリストの目

税務会計　「新個人所得税法実施条例及び関連法令の公布と現行の優遇措置の取り扱い」

✧本年 1 月 1 日からの新個人所得税法施行にあたり、実施条例や優遇措置移行に関する通達等の関連法令が相次ぎ公布されている。これは「簡政放権、放管結合、優化服務（行政スリム化と権限委譲、権限委譲と管理強化の両立、行政サービスの最適化）」という改革方針を反映している。

✧一連の法令公布により、「特別付加項目の控除基準及び実施手続」「個人所得税仮源泉徴収、源泉徴収の計算と管理方法」「自主申告の手続き」「外国籍個人の国外源泉所得に係る税務処理」「現行の優遇措置に関する取り扱い」が明確になった。

✧但し、明確になっていない課題も残っており、適切な時期に関連規定の公布が期待される。また、企業は個人所得税徴収制度の変更に応じた会計ソフトの設定、業務フローの調整や、3 年の移行期間終了後を見据えた税務コスト測定、人材確保のインセンティブ政策のレビュー等の準備が必要。

～アンケート実施中～

（回答時間：10 秒。回答期限：2019 年 3 月 25 日）

https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=0DLbZ7

MUFG

特 集

東アジアのグローバル・バリュー・チェーン（GVC）
貿易摩擦激化の逆風下、GVC を地域のさらなる産業高度化につなげられるか？

公益財団法人 国際通貨研究所
経済調査部
上席研究員 山口 綾子

グローバル・バリュー・チェーンとは

情報通信技術の発展を背景に、企業活動のグローバル化が進み、最適地最適生産をめざし、国境を越えた工程間分業が盛んに行われている。こうした多国籍企業による国境を越えた工程間分業をグローバル・バリュー・チェーン（GVC）と呼んでいる。製造業の例で言えば、生産工程の上流部分、製品デザイン・マーケティングや高度な部品の生産を先進国で行い、組立工程を労働コストの低い開発途上国で行い、最終消費地である先進国ではアフターサービスなど付加価値の高いサービスを行うという形態が一般的であった。近年多くの開発途上国が経済発展を遂げ、供給力および購買力をつけてきたことで、こうした GVC 展開は複雑化している。開発途上国間で部品輸出入を行ったり、開発途上国自身が最終消費地となるなどのケースも出てきている。

GVC 構築に際しての企業の判断材料は、物理的な距離、交通・通信インフラなどに加え、通関手続きなど制度面の整備も重要な要素である。こうした点から、東アジアは北米、欧州とならんで GVC 構築が進んだ地域である。

東アジアでの GVC の発展は、1980 年代後半以降の円高進行を背景とした日本企業による生産拠点の移転に伴い加速した。日本企業の進出は当初の韓国、台湾などの新興工業国・地域（NIEs）から中国、東南アジア諸国連合（ASEAN）へと広がりをみせていき、それとともに東アジア全体の成長押し上げ、工業化が進展した。近年では中国企業の積極的な投資が目立ち、2017 年末現在アジアへの直接投資残高をみると、投資元としての中国は米国や日本を抑えてトップとなっている。中国の一帯一路構想によるインフラ投資で、今後さらに地域の連結性は高まっていく見込みであり、中国企業をハブとした GVC 構築はさらに進んでいくとみられる。

東アジアの GVC 参加度

経済協力機構（OECD）では GVC への参加を、その形態により川上型と川下型に区別している。川下型参加とは輸入部品を加工組み立てし輸出する形態、川上型参加とは部品や資本財の供給者としての参加である。

図表 1：東アジア各国の GVC 参加度[1]（2000 年と 2015 年）

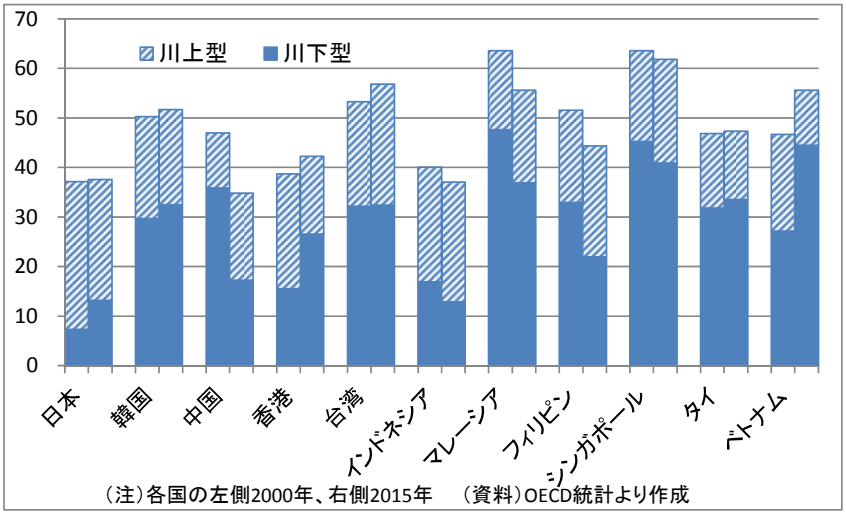

日本は部品・資本財供給者としての川上型参加度が高い。中国は、従来は部品を輸入して加工組立輸出をしていたが（川下型）、過去 15 年で急速に国内産業の高度化が進み、部品を国内生産するようになり、他国への部品・資本財供給者としての立場を強めている。ASEAN ではシンガポール、マレーシア、フィリピンは国内付加価値の度合いを高めており、結果として川下型参加度が低下しているが、タイ、ベトナムは近年急速なグローバル化により川下型参加度を高めている。特にベトナムは川下型参加度の急上昇が目立っている。

中国の輸出の高度化および経済関係緊密化を深めてきた東アジア

コンピュータ電子機器は GVC 展開が進んでいる業種の代表である。同輸出は中国の輸出の半分を占める稼ぎ頭であるが、2005 年にはその輸出の 4 割は外国から輸入された付加価値であった（図表 2）。過去 10 年の間に国内で生産された付加価値の割合が高まり、2016 年には海外付加価値比率は 25%まで低下した。海外付加価値の割合が減少するなかで、その輸入先（付加価値の原産国）をみると日本、韓国、台湾、ASEAN といった東アジアからの付加価値は引き続き底堅く推移している（図表 3）。こうしたリーディング業種の動向を反映し、中国の輸出における海外付加価値の割合は、製造業輸出全体でみても 2005 年の 28%から 17.5%に低下した。

[1] この図で川上型参加度とは、輸出された付加価値のうち第三国への輸出に向けられたものの総輸出に占める割合（%）、川下型参加度は総輸出における国外付加価値の割合（%）であらわされる。詳細は「ASEAN 地域におけるグローバル・バリュー・チェーン」『国際金融』2018 年 1 月号参照。http://www.iima.or.jp/Docs/gaibukikou/gk2018_01_all.pdf

図表 2：中国の輸出に占める海外付加価値

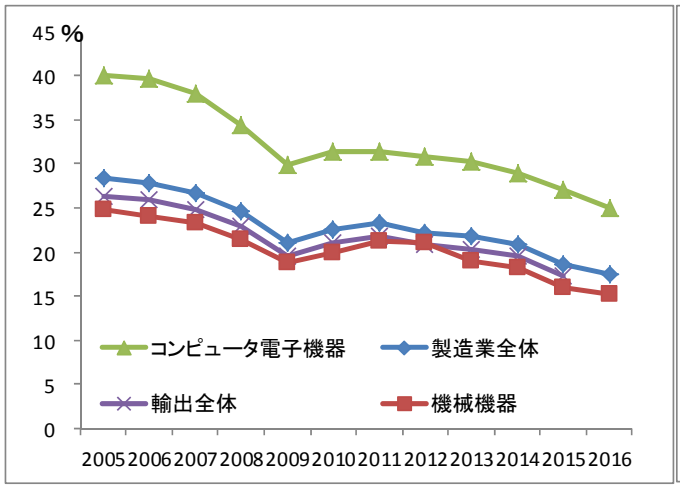

（資料）OECD統計より作成

図表 3：中国のコンピュータ電子機器輸出のうちの海外付加価値額およびその原産国

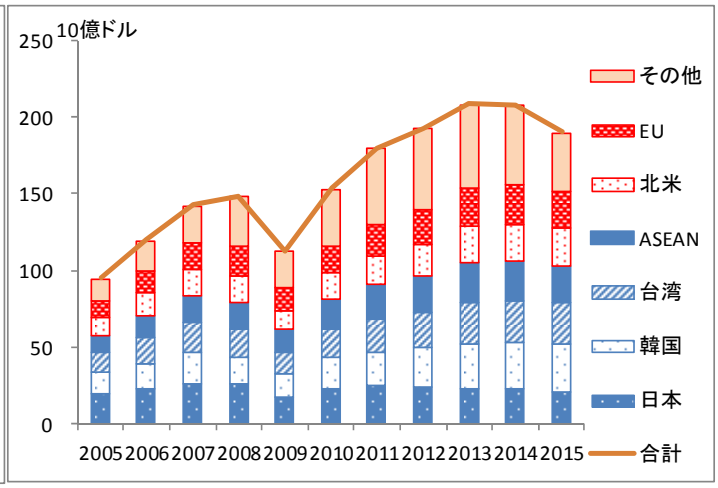

（資料）OECD統計より作成

他方で、前述のように中国は部品・資本財の供給者としての GVC 参加度を高めてきている。日本、韓国や ASEAN の輸出についてみても、輸出に占める中国から輸入された付加価値の割合は着実に増加している。

こうして多くのアジア諸国にとって、かつては米国と日本が主要な輸出先であったが、ほとんどの国で、輸出でも輸入でも相手先として中国のシェアが日本を上回るなど、中国経済との結びつきは高まっている[2]。

中国政府は 2015 年 5 月に「中国製造 2025」という重点産業育成政策を公表し、次世代情報通信、ロボット、航空・宇宙、バイオなど 10 の重点分野を中心に産業の高度化を図り、2025 年までに世界の製造業強国となることを目指すとしている。

米国はこうした産業育成策が政府補助金による不当な輸出競争力強化であると批判している。こうしたことが、米国の対中国貿易赤字の大きさとあいまって、中国からの輸入に対する追加関税措置などにつながっている。

重要性を増す地域経済連携

GVC 展開を図るうえでは、関税や非関税障壁が少ない自由な貿易が前提条件となる。このため米国トランプ政権発足以来の世界的な保護主義の高まりは懸念材料である[3]。

こうしたなか、環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定（CPTPP：通称 TPP11）が 2018 年 12 月 30 日に発効した。TPP11 は米国が離脱した後、日本とニュージーランドのリーダーシップのもと、11 カ国での粘り強い交渉により実現したものである。TPP11 は米国が抜けて規模は縮小したものの、世界の GDP の 13%、貿易額の 15%、5 億人の人口をカバーする。高い水準の貿易自由化と、サービス貿易、投資、知的財産、労働、環境など様々な分野でのルールを含む包括的な協定であり、今後の世界の経済連携協定（EPA）のモデルとなることが期待される。既にタイ、インドネシア、フィリピン、韓国、台湾、コロンビア、英国などが参加の意向や関心を示

[2] 詳細は、IIMA ニューズレター2018 年 No.4「東アジアにおけるグローバル・バリュー・チェーン」参照。http://www.iima.or.jp/Docs/newsletter/2018/NL2018No_4_j.pdf

[3] もっとも米中貿易摩擦の激化（米国の対中追加関税措置）は、米国の輸入先のシフトを通じて中国以外のアジア諸国には必ずしもマイナスではないとの見方もある。

しており、さらなる拡大も期待される。

一方、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）は当初期待されていた 2018 年内の合意が達成できず、交渉は 2019 年に持ち越された。RCEP は ASEAN10 カ国に日本、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランドを加えた 16 カ国による経済連携で、TPP11 と比べると対象範囲は狭く、自由化の度合いも低いが、中印二大国が参加する意味は大きい。インドが立場を譲らず、交渉は難航していると伝えられているが、TPP11 の発効が RCEP 交渉の進展を促すことが期待される。

また、ASEAN では ASEAN 経済共同体（AEC）が 2015 年に発足し、2018 年初には域内関税の撤廃が実現した。2025 年にむけて通関手続きの電子化など AEC のさらなる深化が進められている。

東アジアは世界の成長センターであり、ASEAN 後発国 CLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）を含め、中所得国への成長を遂げてきた。しかし、NIEs 以外の国々は、中所得国から高所得国への移行に苦戦を強いられており、「中所得国の罠」をなかなか抜け出せないでいる。欧米先進国は高齢化に伴う低成長を余儀なくされており、「先進国市場をターゲットとした労働集約型製品の輸出主導での経済成長」というアジアの成長モデルはもはや陳腐化している。「技術革新を伴う生産性向上主導の成長」への転換が必要であり、そのためにも GVC に参加し、産業を高度化させることで、生産性向上による経済発展を図っていくことが望まれる。他方でアジアには中国とインドという潜在力のある巨大な消費市場がある。近隣アジア諸国にとってはこれらをターゲットとした GVC に参加することで、自国の成長機会の拡大につなげることができる。そのためにも地域経済連携の深化は重要なステップであろう。

（2019 年 1 月 11 日）

（執筆者連絡先）公益財団法人　国際通貨研究所　　経済調査部
上席研究員　山口 綾子
電子メール：yamaguchi@iima.or.jp

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

6 ページから 10 ページは、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券インベストメントリサーチ部による寄稿レポートとなり、三菱 UFJ 銀行国際業務部の見解、意見などを示すものではありません。

三菱 UFJ 銀行国際業務部と三菱 UFJ モルガン･スタンレー証券インベストメントリサーチ部では、本寄稿レポートに関し見通し・シナリオのすり合わせや意見調整などは行っておりません。

三菱 UFJ 銀行国際業務部は、本寄稿レポートに掲載された情報の正確性・信頼性・完全性・妥当性・適合性について、いかなる表明又は保証をするものではなく、一切の責任又は義務を負うものではありません。

経 済

中国経済の減速とその対策の現在

三菱UFJモルガン・スタンレー証券
インベストメントリサーチ部
チーフエコノミスト 李智雄

減速する中国経済：2018 年は「たった」6.6%の成長率

2018 年の中国経済はどうだったのだろうか。経済の代表的な指標である実質 GDP 成長率は前年比 6.6%増となった。2018 年の政府の目標だった 6.5%前後を達成した形だ。名目 GDP 成長率は 9.7%増である。中国の GDP は既に日本の 2.6 倍であるので（2017 年基準）、同じ金額分を日本の GDP 成長率に換算すると実に 25.1%ポイント分の成長率があったことになる。

だが、各種報道では 1990 年以来の低水準（WSJ）、28 年ぶりの低水準（財新）、などと騒がれている。確かに中国の実質 GDP 成長率はほんの数年前の 2010 年には前年比 10.6%であった。その伸び率が大きく鈍化し、2017 年は 6.8%、そして 2018 年には 6.6%となった。成長率の鈍化が止まらない、と表現してもあながち間違いではない。

経済成熟化に伴い成長率が鈍化するのは自然だが・・・

しかし立ち止まって考えてみると、経済成長率が経済の成熟化に伴い低下するのは当たり前である。それは母数が大きくなるという計算上の要因だけでなく（中国政府網では GDP が 90 兆元を超えたことを論じている）、第 3 次産業の割合が拡大することも要因の一つと考えることができるだろう。一人当たり資本装備率がサービス産業は製造業より上昇しにくいため、生産性伸び率が低くなる傾向があり、サービス産業の割合が高まれば、経済全体としての成長率は低下する。

この二つの要因、つまり母数が小さいこと、製造業の比率の高いことが、一般的には新興国の特徴である。そして、それが前述の理由から、新興国の成長率が先進国の成長率と比べて高い理由である。中国は、新興国から、徐々に先進国へと移行するにつれ、経済成長の伸び率が低下していると言えよう。

図表 1. 中国の実質 GDP 成長率は鈍化してきた

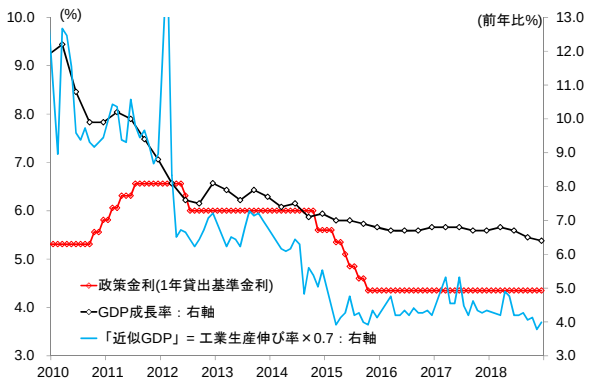

出所：中国国家統計局、人民銀行より MUMSS 作成

図表 2. その背後には第 3 次産業の割合の拡大

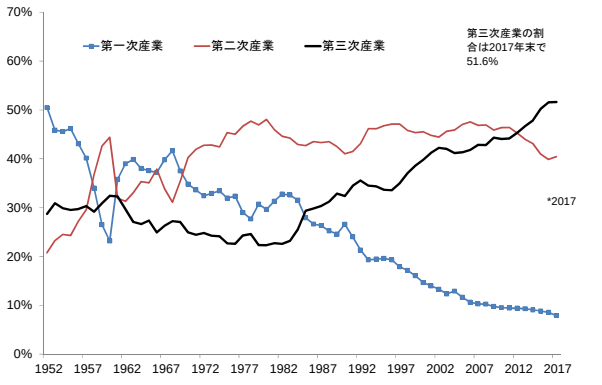

出所：中国国家統計局より MUMSS 作成

・・・成長率鈍化による諸問題とその対処が市場の懸念事項であろう

よって中国経済の減速それ自体が問題であるというより、今後の減速が市場の想定より進んでしまうのではないか、という懸念が念頭にある。その最初の兆しが見えた、という風に解釈すべきなのだろう。問題は、構造上の減速による各種問題（高成長を前提とした設備投資が過剰化し不良債権を生み出すこと、産業構造の変化に適応できない社会的弱者の増加など）に対処できるのかどうか、また減速が手を付けられないほど進むのではないか（経済支援が間に合わない、あるいは十分でないことによるハードランディングの可能性、米国との摩擦による貿易や技術の断絶）、という 2 点に集約できる。

この限られた紙面で上記すべての問題について言及することはできない。また、当然ながら激化する米中貿易摩擦から来る中国経済への影響も小さくはない。だが特に 2010 年代に入り、中国経済は内需の果たす役割のほうが大きかった。そこでこの稿では中国経済、特に内需の減速を所与として、その減速に対して中国政府の採用している対策とその効果について検討してみる。

足早に発表された様々な対策

2018 年末から 2019 年にかけて様々な政策対応が発表された。発表されるペースを見る限り、政府が把握している足元の実態経済がより悪化している可能性がある。実施・発表されている政策は大きく四つに分けられる。（1）専項債（地方特別債）の早期発行許可と発行枠増額、（2）RRR（預金準備率）引き下げ、（3）小企業向け減税、（4）消費刺激策の検討、の四つだ。まとめてみれば、（1）～（3）は投資刺激策、（4）は消費刺激策と言える。そこでまず投資に関して検討しつつ、各政策について説明しておこう。

投資関連の対策を考える

固定資産投資の伸び率は 2018 年に前年比 5.9%増と前年（2017 年同 7.2%増、参考：2016 年同 8.1%）より大きく低下した。その背景にあるのはデレバレッジの進展である。

デレバレッジは、主に地方のインフラ投資の資金源となっている「シャドー・バンキング」が対象となった。念のため確認しておくと、シャドー・バンキングとは、銀行を介さない金融取引を指す。中国のマネーの総量を表す社会融資総量のデータにおいては、銀行による「新規融資額」以外のデータがすべてその対象となる。

社会融資総量の動きを、「新規分」に限って見てみると、社会融資総量のうちの「委託貸付」（銀行の仲介により資金に余裕のある非金融企業から借り手に資金を融通する融資手段）と「信託貸付」（銀行が信託会社と提携して組成する融資手段で信託会社が資金の借り手に対する融資債権を「理財産品」と呼ばれる信託商品として組成、銀行がこれを投資家向けに販売）が、固定資産投資資金源の「その他の資金」との連動性が高いことがわかる。2018 年に入り固定資産投資の 22%を占めるインフラ投資が大きく落ち込んでいるのは、この両者が大きく落ち込んだことが主因であることがわかる。つまり、中国政府の「デレバレッジ」政策によって「委託貸付」、「信託貸付」という「シャドー・バンキング」、特に後者に関しては理財産品関連の「レバレッジ」が大幅な解消を迫られたというわけだ。

2018 年前半にはデレバレッジの進展によるインフラ投資の伸び率低下は所与とされてきたが、その落ち込み幅が急激となってきたため、政府は 2018 年 7 月の国務院常務会議にて、より積極的な財政政策を行うことなどを報告し、その後、鉄道投資計画を増額（従来の 7,320 億元から 8,000 億元へ）した。さらに、景気浮揚のための地方政府のインフラ向けの「専項債」（地方特別債）発行を 8 月以降加速している。もともと、2018 年の目標額は 1.35 兆元と 2017 年（0.8 兆元）より大きく増額されていたが（参考までに、2015 年の 1,000 億元から 2016 年は 4,000 億元と順次増額されてきている）、

発行が進んでいなかったため、8 月と 9 月に発行額を大幅に増やしたというわけだ。それによって、流動性が不足していたインフラ投資に資金が流れるようになった。

つまり、シャドー・バンキングが絡むレバレッジは積極的に解消を進める一方で、相対的に健全で管理の届きやすい地方特別債（「専項債」）の発行を増やすことでレバレッジを進めているというわけだ。

対策（1）専項債の早期発行許可および発行枠の増額

2019 年に入り最も実効性の高い政策として出てきたのが、この「専項債」の早期発行許可と、発行枠の増額であった。通常、「専項債」はその発行総額が 3 月の全人代で決定される前には発行されない。だが 2019 年から 2022 年にわたっては、全人代で総額が決定される以前から、前年の発行枠の 6 割まで発行可能となった。つまり、落ち込むインフラ投資に対して、早急な措置ができるようになった、ということである。

さらに各種報道によれば、「専項債」の 2019 年の発行枠は 2.15 兆元と 2018 年（1.35 兆）より 0.8 兆元引き上げられる見通しとなった。つまり、インフラ投資への資金がより増額されることになるわけだ。

図表 3. 下げ止まったインフラ投資の伸び率

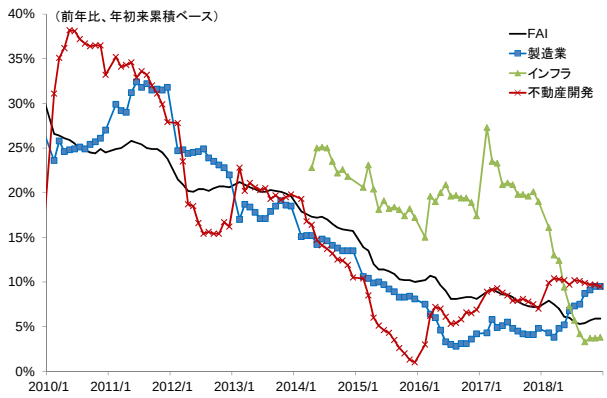

出所：中国国家統計局より MUMSS 作成

図表 4. その背後には「専項債」の発行

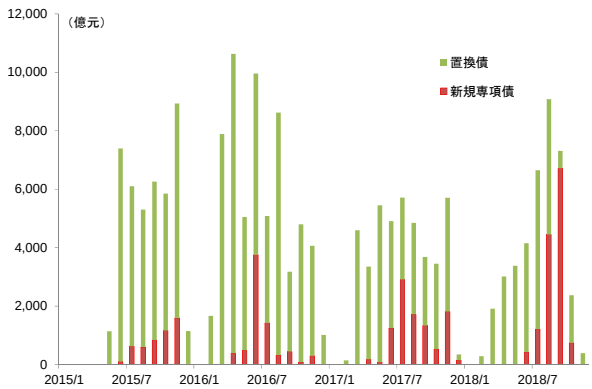

出所：WIND より MUMSS 作成

対策（2）金融緩和：政策金利引き下げではなく、預金準備率引き下げ

次に預金準備率の引き下げである。中国人民銀行は 1 月 4 日、預金準備率を 100bp 引き下げることを発表している。2018 年 10 月以来の引き下げで、大手銀行の標準的な預金準備率は 13.5%になる。

預金準備率の引き下げは、金融機関に余裕資金をもたらすため、貸し出しが容易になる。人民銀行の引き下げ発表後の質疑応答によると今回の引き下げで 1.5 兆元の資金が自由になるが、1～3 月に満期を迎える MLF は継続しないため、結果として 0.8 兆元が市場に放出されるとのことだ。それだけ金融機関が企業の設備投資資金を供与しやすくなる。

対策（3）小企業・零細企業向け減税

さらには減税がある。政府は 1 月末、小企業・零細企業に対して大幅な減税（減税対象の拡大、法人税減税など）を導入することを決定したと発表した。100 万元未満の年間課税所得の企業はその所得の 25%のみが課税対象に、100～300 万元は 50%のみが課税対象となる。各企業の税負担率はそれぞれ 5%と 10%に低下するとされている。

対策（4）農村部を中心とした消費刺激策

最後に消費刺激策である。中国政府は自動車や家電製品などの人気商品の農村部における消費安定化を進めると共に、住宅賃貸、ハウスキーピングサービス、老人介護、子育て支援政策の改善、農村オンラインショッピング、農村観光消費などについて政策を推進していく、と発表している。だが、現時点（2 月 8 日）では具体的な日程や金額などは発表されていない。

政策対応の余力はまだ十分に残されているのではないか

以上、(1) ～ (3) および、(4) の対策はそれぞれ、投資と消費を全体的に浮揚させることを目的としていると考えられる。重要なのはそれぞれに余力が残されていることだ。まず (1) 専項債だが発行枠を増やす余力はあると考えられる。発行余力となると、債務 GDP 比率および債券の買い手が問題になるわけだが、中央政府の債務 GDP 比率は 16.5%、地方政府は 21.0%とまだ低い（2017 年時点）。また買い手は、従来の金融機関に加えて、保険会社が新たな買い手として育ちつつある。

次に (2) の預金準備率引き下げは、大手行向けの預金準備率が 13.5%とまだ高い水準であることに加えて、同金融緩和が政策金利の引き下げでなかったことも注記すべきであろう。より投資コストに直接かかわる政策金利の引き下げが残されている、という言い方もできよう。

そして (3) の小企業・零細企業向けの減税だが、政府は減税の対象を中堅企業、大企業に拡大することも可能である。

最後の (4) に関しては具体的な金額などはまだわからないものの、対策の対象が一部農村部に限定されている。対象を広げることも考えられるだろう。

結局、それぞれに政策の余力が残されているように感じる。あるいは、より積極的な政策を採るタイミングを計っているようにも見える。

目指すべきは 2020 年の「所得倍増計画」最終年

中国政府がまだ景気浮揚に本腰を入れていないとすれば本格的に取り組むのはいつ頃か。おそらく 2019 年後半以降ではないか。2019 年後半に入れば「所得倍増計画」の完成が視野に入る。所得倍増計画とは 2012 年に入り盛んに議論された後、同年 11 月の第 18 回党大会で打ち出された、2020 年に GDP 総額を 2010 年比で倍増させるという計画である。2020 年に「小康社会」の実現という国家目標を達成させることが中国共産党の一つの理念であるが、そのための経済的な基盤であるとも言えよう。

所得倍増計画達成のためには 2019～2020 年の年平均実質 GDP 成長率 6.14%増が必要となる。このままのペースで減速が続けば、ギリギリ達成することは可能ではある。

だが 2021 年は中国共産党成立 100 周年にあたる年であり、小康社会建設を達成することが目標とされている。中国は重要な目標（環境や貧困削減もそうだ）には超過達成を良しとする傾向があるため、目標を「丁度の水準」で達成させるようなリスクはとらないのではないか。そのため、2020 年に向けてのタイミングで政策サポートが強化されると考えるべきではないのだろうか。消費刺激策の具体的な内容が「まだ」発表されていないのもそのような理由ではないかと考えられる。

中国の一人当たり GDP はやはりまだ低いのか、それとも不自然に低いのか

さて、冒頭に中国経済はまだ発展段階にあると書いた。よって、経済成長率が高度成長から、中速安定成長、ひいては今後の更なる鈍化へとつながるのは、サービス産業の割合が拡大するに伴って自然な流れであるとも書いた。それでは実際、中国経済の現在の実力はどの程度なのだろうか。

最もわかりやすいのは一人当たり所得による比較であろう。中国の一人当たり GDP は 2018 年に 9,633 ドルであり、192 か国中 73 位とまだまだ低い。カザフスタンの 9,977 ドルより低く、メキシコ

の 9,614 ドルや、ブラジルの 9,126 ドルよりやや高い程度である（市場為替レートベース、IMF）。なお米国は 62,518 ドルの 8 位、日本は 40,105 ドルの 26 位である。

やはりまだ低い、と納得する人がいる一方で、本当にこんなに低いのか、と疑う人も多いだろう。前者に属する人は主に中国の今後に肯定的な人が多い。後者に属する人は米国的な考え方をする人が多いよう思われる。ここでは最後に、両方の感想とも、意見が異なる理由として考えられることと共に検討したい。

まだ中国の一人当たり GDP が低い、と言うことに納得できる人は、中国経済におけるインフラがまだ先進国程度には整っていないと言う現実や、製造業の一人当たり資本装備率引き上げ、自動化などによる生産性上昇の余地が多く残されている現実がわかっている人だ。北京、上海などの大都市を見ただけではわからない、代表的な製造業の工場を訪ね、日本の製造業の工場と比較すれば、まだまだ成長の余地が多く残されていることがわかる人たちの感想が、これに該当する。

一方で、大都市に聳え立つ巨大建造物や、即日配達の広がり、スーパーにおける生鮮食品の新鮮さ、日本に来てインバウンド消費を押し上げる消費動向などを見ていると、本当にそんなに中国の所得は低いのか、と疑いが生じる。

そのような人たちには購買力平価がひとつの参考になるだろう。IMF によれば 2018 年のドル人民元の購買力平価は 3.499 である。購買力平価を用いれば、中国の一人当たり GDP は 18,120 ドルと実勢ベース（9,633 ドル）の約二倍となる。つまり、購買力平価を基準とすれば、現在の為替レートが対ドルで人民元安に歪んでしまっている為、中国の一人当たり GDP が低く換算されているという主張が可能だ。そのためには、中国の人民元は元高方向へと是正されなければならないのではないか。これは 1 年に 2 度、米国財務省が「米国の主要貿易相手国の外国為替政策に関する報告書」いわゆる「為替報告書」にて検討している事柄に他ならない。

ざわついている米中貿易摩擦の行方のひとつに、この人民元水準の是正、というカードが残されていることも一つ頭に入れておく必要があるだろう。

（執筆者連絡先）
三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券
インベストメントリサーチ部
李智雄
住　所：東京都千代田区大手町 1-9-2 大手町フィナンシャルシティ グランキューブ
E-Mail：lee-chiwoong@sc.mufg.jp　TEL：03-6627-5234

連 載

「華南ビジネス最前線」
第 40 回～ 恵州－広東シリコンバレーの構築へ

三菱 UFJ 銀行
アジア法人営業統括部
アドバイザリー室

「華南ビジネス最前線」では、お客様からのご質問・ご相談が多い事項について、理論と実務の両面を踏まえながら、できるだけ分かりやすく解説します。第 40 回目となる今回は、恵州市における「広東のシリコンバレー」構築に向けた動きと、イノベーションやハイテクの社会実装[1]の現状について取り上げます。

＊＊＊

2.「広東シリコンバレー」の構造概要

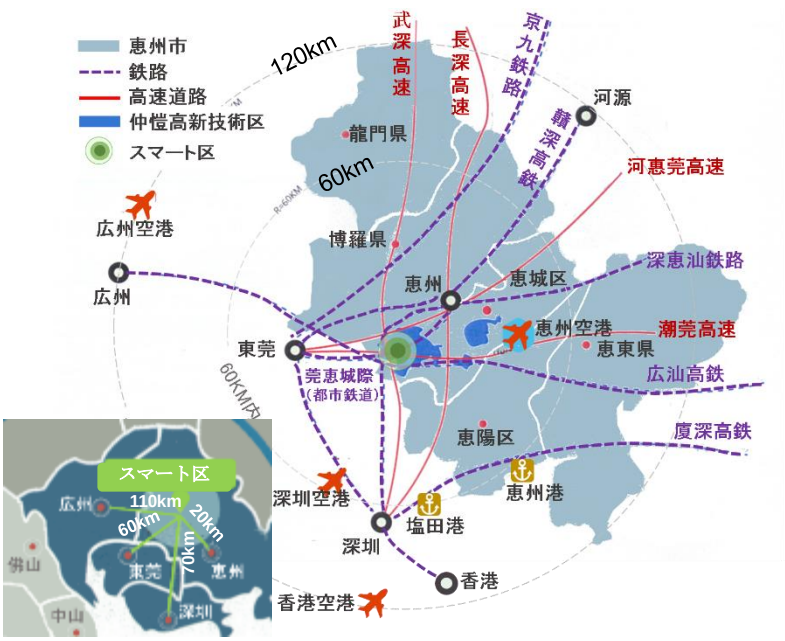

スマート区より各地	道路		鉄道	
	目的地	所要時間	出発駅-目的駅	所要時間
恵州	恵城区	30 分	仲愷-恵環	5 分
東莞	南城区	1 時間	仲愷-塘廈	約 15 分
深圳	福田区	1 時間	仲愷-深圳北	20 分
広州	天河区	1.5 時間	恵城南-広州東	30 分
香港	西九龍	2 時間	仲愷-西九龍	約 1 時間

図 1：スマート区の位置と整備状況
出所：仲愷ハイテク技術産業開発区ガイドブック資料より作成

スマート区を中心に交通網の整備が進む

スマート区は、国家電子情報やスマート端末産業基地であり、豊富な産業、イノベーション資源が集約する「仲愷ハイテク技術産業開発区」（国家級開発区）の西側に [4]、広東省内最大の内陸淡水湿地である「潼湖」を取り囲む形で設置されている。南は深圳龍崗区（車で 20 分）、西は東莞謝崗鎮（車で 15 分）に接し、大湾区の東の要衝として都市間を結ぶ一連の交通インフラ整備が進められている。

高速道路では、縦に長沙と深圳を結ぶ「長深高速」と武漢と深圳を結ぶ「武深高速」、横に潮州と東莞を結ぶ「潮莞高速」と河源－恵州－東莞を繋ぐ「河莞恵高速」の計 4 本が通り、2020 年の「河莞恵高速」開通後は、恵州から東莞、広州、中山、河源等への移動が 30 分程度短縮できる。

高速鉄道では、江西省贛州市と深圳を繋ぐ「贛（カン）深高鉄」が 2020 年内に開通する見込みで、スマート区内に設置予定の仲愷駅から深圳北駅への移動が約 20 分で実現する。また、広州からスワトウ、沿岸ではアモイから深圳を結ぶ高速鉄道も恵州市を横断して設置されている。

空の移動では、恵州空港が深圳の第二空港として位置付けられ、現在拡張工事を進めており、将来的には国際線の就航も予定されている。主要交通網の整備により、深圳、広州、香港の空港までの移動時間も大幅に削減できる。結果、「深莞恵」30 分内生活圏、大湾区 1 時間内生活圏の実現、更には海外への容易な移動が可能となる。

スマート区の開発状況

スマート区の計画面積は 128 km^2 で、そのうち都市建設用地は 38 km^2。全体計画発表後わずか 1 年程度で約 3,000 億人民元の投資を誘致し、スマート製造、先端技術開発・応用等を柱とする産業構築が急ピッチで進んでいる。

スマート区のうち、「中韓科技園」は国務院が設立を承認した全国 3 箇所 [5] の「中韓産業園」の 1 つであり、ハイエンド電子情報機器やスマート製造等、先進製造業企業の誘致に注力している。投資規模と地方財政への貢献度により奨励金 [6] の支給やオフィス賃貸･購入の補助金 [7] 等の特別な優遇政策を設けており、これらの優遇政策は、韓国系企業だけでなく、進出企業に対し同様に適用される。また、「企業本部経済区」は、高速鉄道の仲愷駅に最も近く、スマート区の中心として、企業

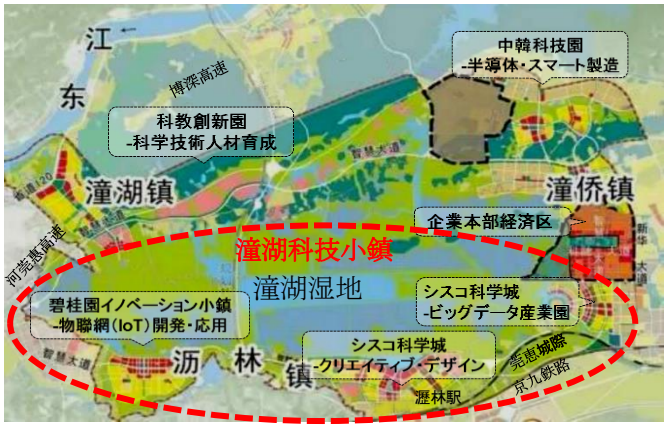

図 2：スマート区の全体像

出所：恵州潼湖生態スマート区ガイドブック資料より作成

本部ビル、R&D・インキュベーターセンター、ホテル等の施設を建設中である。なお、「中韓科技園」、「企業本部経済区」に加え「科教創新園」の 3 ヶ所は恵州政府が主導で開発する産業団地で、現在インフラ建設、投資誘致段階であるものの、既に賽格（SEG）、SK グループ等内外の著名企業や、ベルギーIMEC、ハルビン工業大学等国際研究機関及び大学の研究施設も入居の意向を示しており、「広東シリコンバレー」の構築に必要な産学連携クラスターの形成が期待される。

また、スマート区南部の 8 km² を占める「潼湖科技小鎮」は、中国の不動産開発大手の碧桂園（カントリー・ガーデン）が開発、運営するが、シスコやアクセンチュア等、世界一流の情報技術ソリューション提供者と協働した新しいタイプの社区を建設中で、2018 年 9 月、その一期として「碧桂園イノベーション小鎮」（以下、「イノベーション小鎮」）が開園済みだ。

3.「イノベーション小鎮」におけるスマートシティの開発状況

図 3：イノベーション小鎮の一隅

イノベーション小鎮の計画面積は 2 km² で、2017 年 5 月に建設を開始し、わずか 1 年で開園に至った。現在、客如雲（Keru Cloud）、華利特電気（Farad Electric）、英唐智控（Yitoa）等の IoT システム・イノベーション関連企業が 27 社入居し、そのうち 11 社が「国家ハイテク企業」として認定を受けた。園区は独自に初期 20 億人民元の産業基金を設置し、入居した IoT 企業に投資を行い、IoT・イノベーションの産業集積を積極的に推進している。湿地生態に囲まれ、周囲の自然に溶け込む建築が採用されている一方で、人工知能、ドローン、自動運転等の先端技術が多く導入され、生活の一部として積極的に活用されている。現在、レストラン、駐車場、ホテル等施設内の約 2 万のポイントが IoT 技術を通じて 50 近いシステムと接続し、スマートシティが体現されているのが特徴である。

スマート交通

当園区では現在、百度（Baidu）が開発した無人運転バスが園内施設間の移動手段として 3 台導入されている。また、携帯アプリで駐車場の空き状況を即時に確認でき、駐車の手間を大幅に削減したり、駐車スペースを有効活用できる携帯アプリも開発済みだ。将来的には、人工知能、情報技術等を用い、「顔認証技術採用シャトルバス」、「スマート配車」、「スマート充電スタンド」、「園区交通ガイダンス」等のシステム構築により、園内の人・車・モノの自由な情報交換やデータ分析が実現する。

図 4：園区の百度無人運転バス「アポロ」（Apollo）

スマート生活

園内のスマートレストランには、顔認証技術を使った新たな支払システムが導入され、利用者は携帯すら持たずに手ぶらでの精算が可能である。レストランに設置されたスマート配膳台では、利用者が選択した料理に含まれる脂肪や、炭水化物量、カロリー等の要素を分析し、食事内容についてのアドバイスも提供する。また、園内にはデリバリーロボットも設置し、利用者の注文を受けると、AI 技術で自動的に配達経路を導き出し、指定された場所まで「宅配」する。園区のスマートホテル内でも、こうしたハイテクと人の融和が各所に感じられる。更に、消防、コンビニ、自動販売機、ゴミ箱に至るまでスマート化が進み、ドローンによる園区巡回警備や顔追跡システム等のハイテク技術が多く応用され、園区生活に浸透している。

図 5：スマート配膳台

スマートシティの頭脳

図 6：イノベーション小鎮の「頭脳」である「スマートシティコントロールセンター」

園区の「頭脳」としてすべての人・モノ・技術を繋ぎ、整然と運営管理するのは「スマートシティコントロールセンター」である。インターネット・IoT・ビッグデータプラットフォームを通じ、園内で使用される全てのシステムや設備の情報を数値、グラフ、録画等可視化の方式で表示し、24 時間、センター内 170m^2 のモニターでチェックすることができる。園内の産業投資・運営、安全、消防、交通、エネルギー等の総合状況をモニタリングすることにより、利便性と安全性が高まると同時に、より有効的な資源の配置と管理が可能となる。

4. まとめ

恵州市は従来の深圳・東莞からの産業移転の受け皿としての役割から大きくイノベーションに舵を切り、時代の潮流に乗りながら、「未来都市」構築に向けた変換を図っている。特に、「広東シリコンバレー」は未だ開発初期段階ではあるものの、国家政策の方向性にあわせた産業構造への転換を推進している。中国政府が国家戦略として掲げる大湾区構想における地理的優位性を活かしながら、また、「深莞恵」経済圏の一員として、周辺都市と連携し、それぞれの特徴を相互補完しながら、今後更なる発展を遂げることが期待される。

以上

注 1：独立行政法人科学技術振興機構（JST）の「社会技術」という概念から生まれた言葉である。「社会技術」とは、「人間や社会のための科学技術」という意味であるが、「社会実装」とは得られた研究成果を社会問題解決のために応用、展開すること。

注 2：広東省政府が 2008 年に制定した「珠江デルタ地区改革発展計画綱要」を基礎に、翌年 3 月に中国共産党広東省委員会の汪洋書記より提起した戦略構想で、「深莞恵（深圳、東莞、恵州）」経済圏の構築を通じ、地域経済の一体化を加速化するとしたもの。2014 年、汕尾、河源が経済圏に参入し、「深莞恵「3+2」経済圏」が形成された。

注 3：国務院が 2015 年 9 月に批准したイノベーション先導体制であり、広州市、深圳市を始め、珠海、佛山、中山、東莞、恵州、江門、肇慶を含む珠江デルタ 9 都市（「1+1+7」）の技術革新力を大幅に向上させ、国際競争力を備えた新産業体系を率先して構築するとしたもの。

注 4：2018 年 3 月、スマート区の正式運営に伴い、用地取得・移設・撤去等社会事務を除き、スマート区における経済管理や投資誘致は「仲愷ハイテク技術産業開発区」から独立し、独自の運営がなされている。

注 5：江蘇省塩城市、山東省煙台市、広東省恵州市

注 6：投資額が 1,000 万元以上の企業に対し設立 5 年以内毎年地方財政への貢献の 40-60%、最高 1000 万元を奨励（「中韓（恵州）産業園の発展を加速する措置に関する通知」（恵府［2018］39 号））

注 7：一定条件を満たすハイテク企業に対しオフィス賃貸料の 30%（最高 100 万元／年、最長 3 年間）を補助、または 1 m^2 あたり 500 元の基準で、初回のみ最高 200 万元のオフィス購入資金を支給（「中韓（恵州）産業園の発展を加速する措置に関する通知」（恵府［2018］39 号））

三菱 UFJ 銀行　アジア法人営業統括部　アドバイザリー室
住所：6F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong
Email：peggy_sp_cheung@hk.mufg.jp
TEL　：852-2821-3782

日本語・中国語・英語対応が可能なメンバーにより、東アジアのお客様向けに事業スキームの構築から各種規制への実務対応まで、日本・香港・中国の制度を有効に活用したオーダーメイドのアドバイスを実施しています。

香港・華南への新規展開や既存グループ会社の事業再編など、幅広くご相談を承っておりますので、お気軽に弊行営業担当者までお問い合わせください。

スペシャリストの目

税務会計：新個人所得税法実施条例及び関連法令の公布と現行の優遇措置の取り扱い

KPMG中国
華中地区日系企業サービス
税務パートナー　徐潔

国務院及び国家税務総局は、2018 年 12 月 20 日から 27 日の間、新個人所得税法の実施にあたり、個人所得税法関連実施条例、暫定弁法、優遇措置の移行問題に関する通達などの関連法令を相次ぎ公布した[1]。これらの法令は 2019 年 1 月 1 日より施行される。

実施条例や暫定弁法など一連の法令の公布により、以下の点が明確となった。

- ●特別付加項目の控除基準及び実施手続
- ●個人所得税仮源泉徴収、源泉徴収の計算及び管理方法
- ●自主申告の手続き
- ●外国籍個人の国外源泉所得に係る税務処理
- ●現行の優遇措置に関する取り扱い

実施条例や暫定弁法等の公布により明確となったポイント

個人納税者及びその雇用者

1. 個人所得税の納付方法

新規定では、居住者と非居住者ごとに税金納付方法と税率を規定した。

居住者について

居住者が総合所得(給与・賃金所得、労務報酬所得、原稿料所得、特許権使用料所得の総称)を有する場合は、源泉徴収義務者が個人所得税の月次で仮源泉徴収を行わなければならない。

給与、賃金所得

源泉徴収義務者が居住者に給与、賃金を支払う場合、累計仮源泉徴収法をもって源泉徴収税額を算出し、毎月対象者全員に対して申告・納税を行う。具体的な計算式は下記の通りである。

仮源泉徴収税額＝（累計仮源泉徴収課税所得額×仮源泉徴収率－速算控除額）－累計減免税額－累計仮源泉徴収納付済税額

累計仮源泉徴収課税所得額＝累計所得－累計免税所得－累計基礎控除額－累計特別控除額－累計特別付加控除額－累計その他法定控除額

内訳：累計基礎控除額は 5,000 元／月×納税者が当年度の当月までに当勤務先で雇用された月数で計算される。

労務報酬所得、原稿料所得、特許権使用料所得

源泉徴収義務者が居住者に労務報酬所得、原稿料所得、特許権使用料所得を支払う場合、その都度個人所得税の仮源泉徴収を行う。

労務報酬所得の源泉徴収税額を計算する仮源泉徴収率、速算控除額は付表 2 の通り。原稿料所得、特許権使用料所得ついては、20%の仮源泉徴収率を適用する。

[1] 居住者個人の給与・賃金所得の仮源泉徴収税額を計算する仮源泉徴収率、速算控除額は付表 1 をご参照ください。

年度総合所得の確定申告

年度仮源泉徴収税額と年度課税額が一致しない場合、居住者は翌年 3 月 1 日から 6 月 30 日まで主管税務機関に総合所得年度の確定申告を行い、過納分の還付や不足額の納付を行う。

非居住者について

源泉徴収義務者が非居住者に給与・賃金所得、労務報酬所得、原稿料所得及び特許権使用料所得を支払う場合、下記の方法をもって毎回または月次に個人所得税の源泉徴収を行う。

給与・賃金所得

毎月の所得額から 5,000 元の基礎控除額を減算した残額を課税所得額とし、付表 3 の税率表を用いて課税額を算出する。

労務報酬所得、原稿料所得、特許権使用料所得

毎回の所得額を課税所得額とし、付表 3 の税率表を用いて課税額を算出する。

2. 特別付加控除（居住者に適用）

暫定弁法は、意見募集稿を踏まえながら一部の特別付加控除対象、控除範囲及び控除基準額を改訂した（詳細は付表 4 をご参照）。その内、大幅に変更された内容は下記の通りである。

●継続教育：
- 中国国内で教育を受ける対象のみ控除できる。
- なお、同一学歴（学位）の控除期間は 48 ヶ月以内である。

●重病治療支出：
- 社会医療保険目録範囲内に支出する 15,000 元を超えた自費部分に限定して控除する。
- 控除限額を 80,000 元に引き上げ、控除限額以内は実費で控除する。
- 本人または配偶者のどちらも控除可能だが、本人が未成年者である場合、両親の内、どちらか一方でのみ控除できる。

●住宅ローン金利：
- 控除期間は 240 ヶ月以内である。
- 夫婦双方は結婚前に各自で購入した住宅に係る 1 戸目の住宅ローン金利に対しては、結婚後に双方のどちらか 1 戸を指定し、その購入者が控除基準額の 100%で控除するか、または夫婦双方がそれぞれ購入した住宅の控除基準額の 50%で控除することも選択できる。

●住宅家賃：
- 直轄市、省都（首府）都市、計画単列都市の控除基準額を 1,500 元まで引き上げる。
- 上記都市以外は、市轄区の戸籍人口が 100 万人超の都市に対し、控除基準額を毎月 1,100 元まで引き上げる。

60 号公告によると、控除及び申告日期、報告内容及び検査に備える保存資料、報告方法及び後続の管理項目について納税者及び源泉徴収義務者は下記の規定に従って行わなければならない。

●納税者
- 税務処理リモート端末、電子版または紙質報告表などを通し、源泉徴収義務者もしくは主管税務機関に個人の特別付加控除情報を報告する。
- 翌年に引き続き源泉徴収義務者が特別付加控除を行う場合、当期 12 月に翌年に適用する特別付加控除事項を確認し、源泉徴収義務者に報告する。
- 報告した特別付加控除情報の実在性、正確性、網羅性を保証する。
- 「個人所得税特別付加控除情報表」（以下「控除情報表」）及び関連保存用資料は、法定確定申告期間が終了後五年間保存しなければならない。

●源泉徴収義務者

納税者が：

- 税務処理リモート端末を通して源泉徴収義務者を選定し、特別付加控除情報を報告する場合、源泉徴収義務者は報告された控除情報に基づいて控除を行う。
- 電子版または紙質「控除情報表」をもって直接に源泉徴収義務者に報告する場合、源泉徴収義務者は関連情報を源泉徴収用端末にアップロード、入力した後、翌月に主管税務機関に申告を行う際に提出する。「控除情報表」は一式二部であり、納税者及び源泉徴収義務者が署名（捺印）した後に各一部を保管しておく。源泉徴収義務者は控除情報表を源泉徴収年度の翌年から五年間保存しなければならない。

外国籍個人

「六年政策」

実施条例によると、中国国内に住所を有せず、累計居住日数が満 183 日の年度が 6 年連続していない個人は、主管税務機関への届出を経て、国外の企業もしくは個人から支払われた国外源泉所得に係る個人所得税が免除される。

なお、中国国内での累計居住日数が満 183 日の任意年度において、1 回に 30 日を超えた出国があった場合、その国内累計居住日数が満 183 日の年度の連続年数のカウントをリセットする。

富裕層

意見募集稿に記載された内容、例えば租税回避防止の関連条項、みなし譲渡の条項、個人独資企業及び合併企業の国外税額控除ならびに査定徴収制限などの内容は実施条例及び今回公布された関連法令に反映されていない。

優遇措置

「3 年移行期間の政策」

以下の優遇措置は 2019 年 1 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日までの 3 年の移行期間に渡り維持される。

1. 外国人向けの諸手当

外国人居住者（1 納税年度において 183 日以上中国に居住する外国人）は下記項目のどちらか一つを選択して享受する。

- 特別付加控除項目
- 従来の個人所得税免除の税制優遇措置

上記の優遇措置は同時に享受することはできない。また一度いずれかの優遇措置を選定したら当該 1 納税年度においては変更できない。

2. 年 1 回性賞与

源泉徴収義務者または納税者は下記のどちらか一つを選択して享受する。

- 従来の免税優遇措置を維持する（12 で除し、付表 3 の税率表の適用税率及び速算控除額で税額を算出し、当期の総合所得には合算しない）。
- 当期の総合所得に合算して納付する。

3. 上場企業のストックオプション所得

- 関連法規の要件を満足し、従来の月次に割り当ての優遇計算方法を適用するストックオプション所得は、当期の総合所得と合算せずともよい。

- 付表 3 の税率表を適用して税額を算出して納付する。
- 1 納税年度に 2 回又は 2 回以上のストックオプション所得を取得する場合、ストックオプション所得を合算して上述の優遇措置を適用する。

「優遇措置の改正」

個人が企業年金、職業年金を受け取る場合及び退職補償金を受け取る場合の優遇措置について、総合所得に合算せず、算出することが明確にされた。

KPMG の所見

個人所得税の実施条例及び暫定弁法は大量のテスト計算、納税者、源泉徴収義務者、専門学者及び末端税務機関などの幅広い意見募集を経て、やっと公布された。なお新個人所得税及び関連法令を徹底するため、一連の管理弁法や処理弁法を公布した。これは中国政府の「簡政放権、放管結合、優化服務（行政のスリム化と権限委譲、権限委譲と監督管理能力の強化との両立、行政サービスの最適化）」という改革方針を反映している。よって、個人所得税の徴収管理を強化すると同時に、納税者の税務手続き負担及び税務のコンプライアンス・コストを削減し、納税者が有する権益を保障する。

但し、一部明確になっていない課題が依然として残っており、国務院の税務主管部門が適切な時期に関連規定を公布すると期待されているが、納税者及び源泉徴収義務者は特に下記の事項に注目を払ってもらいたい。

個人納税者とその雇用者

- 個人所得税の仮源泉徴収計算方法は、累計仮源泉徴収法の適用により、従来の徴収計算方法と異なり、一部の納税者の月次仮源泉徴収税額は納税年度を通じて毎月段階的に上昇する傾向がある。企業及び個人は関連法令を積極的に研究・理解し、新税法に適応する準備をする必要がある。
- 56 号公告では居住者と非居住者に対して異なる税金徴収方法を規定した。このため、源泉徴収義務者は適時に従業員の居住性判別を行うとともに、法規に従って従業員の個人所得税仮源泉徴収に対応しなければならない。
- 60 号公告に従い、納税者は特別付加控除の情報の実在性、正確性、網羅性を保証しなければならない。なお、納税者の報告した特別付加控除の情報が実際の状況と一致しないことが判明した場合は、源泉徴収義務者は納税者に速やかに訂正を要求し、納税者が訂正を怠る場合、税務機関にそれを報告しなければならない。上述のように、源泉徴収義務者は特別付加控除情報の収集及び管理において重要な役割を果たしている。

個人所得税徴収制度の変化及び個人特別付加控除の導入は、従来の個人所得税実務より大きく変化した。企業は実施条例及び関連法令に応じて会計ソフトの設定、社内関連方針及び業務フローを調整しなければならない。

外国籍個人

実施条例及び関連法令では「六年政策」の具体的な起算時期を明確にしていない。また、住所を有しない個人は外国源泉所得の納税免除届け出手続きに提出すべき資料なども言及していないため、今後、引き続き関連法令の公布により、手続きの規定を明確化する見込みである。

富裕層

新個人所得税法は個人の租税回避防止条項を導入したがその具体的な定義及び徴収管理は後続の関連法令の公布により明確にされる見込みである。

優遇措置

- 上述の 3 年移行期間政策を適用する 3 つの優遇措置については、企業は移行期間満了後の税制変動及び影響に注視し、移行期間内に事前準備（関連税務コストの測定、人材確保のインセンティブ政策、人員派遣政策、租税補助金政策及び報酬・福利政策のレビューなど）を整えておくべきである。
- 年一回の賞与の優遇措置は移行期間中は従来のままに維持されるが、この優遇措置の欠陥も依然として残されている。特に企業が従業員の賞与支給額を算定する際、所得税率の累進による手取り賞与額の過度な減額レンジを避けるように注意しなければならない。
- 源泉徴収義務者及び納税者は関連個人所得税優遇措置の適用にあたって、事前に優遇措置の具体な内容及び前提条件を充分に理解し、法規に従って必要な手続きを完了する。
- 源泉徴収義務者及び納税者は移行期間における選択可能な優遇措置に対する関連事項をあらかじめ準備しておく。

【付表 1】個人所得税仮源泉徴収率表（居住者の給与・賃金所得の仮源泉徴収に適用）

等級	累計仮源泉徴収課税所得額	仮源泉徴収率（%）	速算控除額
1	36,000元まで	3	0
2	36,000元超、144,000元まで	10	2,520
3	144,000元超、300,000元まで	20	16,920
4	300,000元超、420,000元まで	25	31,920
5	420,000元超、660,000元まで	30	52,920
6	660,000元超、960,000元まで	35	85,920
7	960,000元超	45	181,920

【付表 2】個人所得税仮源泉徴収率表（居住者労務報酬所得の仮源泉徴収に適用）

等級	仮源泉徴収課税所得額	仮源泉徴収率（%）	速算控除額
1	20,000 元まで	20	0
2	20,000 元超、50,000 元まで	30	2,000
3	50,000 元超	40	7,000

【付表 3】個人所得税税率表
（非居住者給与・賃金所得、労務報酬所得、原稿料所得、特許権使用料所得に適用）

等級	課税所得額	税率（%）	速算控除額
1	3,000 元まで	3	0
2	3,000 元超、12,000 元まで	10	210
3	12,000 元超、25,000 元まで	20	1,410
4	25,000 元超、35,000 元まで	25	2,660
5	35,000 元超、55,000 元まで	30	4,410
6	55,000 元超、80,000 元まで	35	7,160
7	80,000 元超	45	15,160

【付表 4】個人所得税特別付加控除

項目	控除条件		控除基準	控除対象	控除の適用と期間
子女教育	学前教育	満3歳	子女一人当たりに毎月1,000元	両親のどちらか一人から100%で控除か、また両方各自50%で控除かを選択可能。	子女が満3歳の当月から全日制学歴教育修了当月まで（**子女が国外で教育を受ける場合を含む。ただし証明資料の提出が必要**）。
	義務教育	小学、中学			
	高校教育	普通高校、中等職業教育、技工教育			
	高等教育	短大、学士、修士、博士			
継続教育	学歴継続教育	**中国国内**で教育を受ける	毎月400元	本人から控除。	入学当月から継続教育修了当月まで、**同一学歴（学位）の控除期間は48ヶ月以内である。**
	職業継続教育	資格証明書を取得	3,600元		証明書を取得する年度。
重病治療支出	個人負担（社会**医療保険目録範囲内**の自費）が15,000元超の部分		**80,000元**以内に、実費で控除	本人**または配偶者が控除対象、本人が未成年者である場合は両親のどちらか一人が控除対象になる。**	医療費が発生した年度。
住宅ローン金利	一軒目の住宅ローン金利		毎月1,000元	夫婦のどちらか一人を指定して控除し、住宅家賃控除と同時に適用できない。**結婚前に各自で購入した規定を満たす物件の場合は、夫婦両方が各50%で控除するか、或はどちらか一人を指定し、100%で控除するかを選択できる。**	契約による返済開始の当月から返済完了または契約終了当月まで、**控除期間は240ヶ月以内である。**
住宅家賃	主要勤務先に住所を有せず、住宅を賃借して発生した家賃	直轄市、省都（首府）都市、計画単列都市	**毎月1,500元**	夫婦が同じ都市に勤務する場合は一人のみ控除する。同時に住宅ローン金利控除を適用できない。	賃貸借契約（協議書）による住宅賃貸開始当月から賃貸終了当月まで。実際の賃貸期間を基準とする。
		人口100万超	**毎月1,100元**		
		人口100万以下	毎月800元		
高齢者扶養費	60歳（60歳を含む）以上の両親及び子女が全て他界した祖父母、外祖父母	独生子女（一人っ子）	毎月2,000元	本人から控除。	被扶養者が満60歳の当月から扶養義務終了の当年末まで。
		非独生子女（非一人っ子）	兄弟全員に毎月2,000元の控除額を配賦する。一人あたりの配賦額は毎月1,000元以内である。		

上表の太字部分は暫定弁法において意見募集稿から改訂された内容である。

【付表 5】関連規定一覧

法規名称	本文中略称
新個人所得税法の全面的実施に係る徴収管理の若干問題に関する国家税務総局の公告（国家税務総局公告 2018 年第 56 号）	56 号公告
中華人民共和国個人所得税法実施条例（国令第 707 号）	実施条例
個人所得税特別付加控除暫定弁法の公布に関する国務院の通達（国発【2018】41 号）	暫定弁法
個人納税者識別番号の関連事項に関する国家税務総局の公告（国家税務総局公布 2018 年第 59 号）	59 号公告
「個人所得税特別付加控除の操作弁法（試行）」の公布に関する公告（国家税務総局公告 2018 年第 60 号）	60 号公告
「個人所得税徴収申告管理弁法（試行）」の公布に関する公告（国家税務総局 2018 年第 61 号）	61 号公告
個人所得税自主納税申告関連問題に関する公告（国家税務総局公告 2018 年第 62 号）	62 号公告
改正後個人所得税法における関連優遇措置の移行問題に関する財政部、税務総局の通達（財税【2018】164 号）	164 号文

（監修者連絡先）
KPMG 中国
華中地区日系企業サービス
税務パートナー
徐 潔（Xu Jie）
中国上海市静安区南京西路 1266 号　恒隆広場ビル 2　25F
Tel：+86-21-2212-3678　　E-mail：jie.xu@kpmg.com

MUFG中国ビジネス・ネットワーク

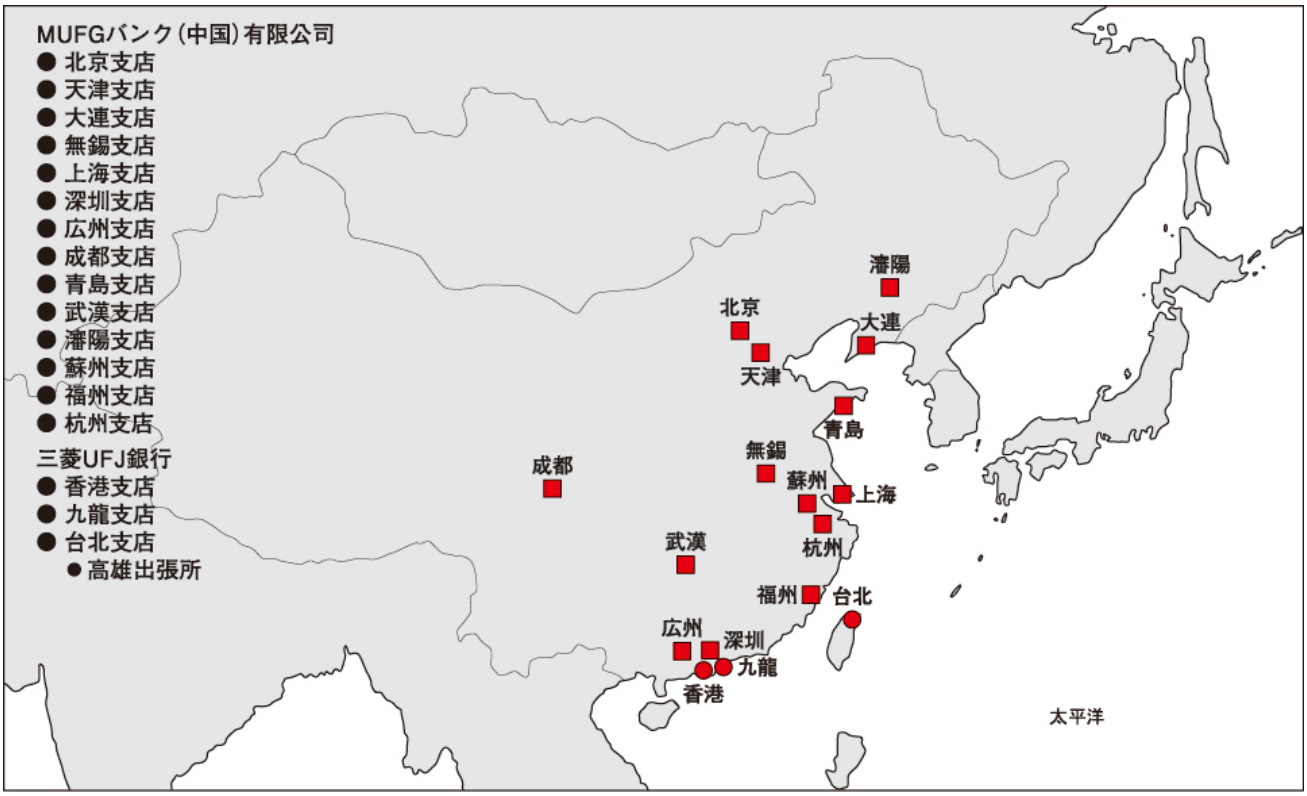

MUFGバンク（中国）有限公司

拠　点	住　所	電　話
北 京 支 店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京発展大厦2階	86-10-6590-8888
天 津 支 店	天津市南京路75号 天津国際大厦21階	86-22-2311-0088
大 連 支 店	大連市西崗区中山路147号 森茂大厦11階	86-411-8360-6000
無 錫 支 店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10階	86-510-8521-1818
上 海 支 店	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯亜大厦20階	86-21-6888-1666
深 圳 支 店	深圳市福田区中心4路1号嘉里建設広場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広 州 支 店	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階	86-20-8550-6688
成 都 支 店	成都市錦江区順城大街8号　中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青 島 支 店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大厦20階	86-532-8092-9888
武 漢 支 店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号　企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋 陽 支 店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号　華潤大厦20階2002室	86-24-8398-7888
蘇 州 支 店	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大厦15、16階	86-512-3333-3030
福 州 支 店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大厦5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭 州 支 店	浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香 港 支 店	9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九 龍 支 店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台 北 支 店 高 雄 出 張 所	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階 台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-2-2514-0598 886-7-332-1881

三菱UFJ銀行　MUFG

【 本 邦 に お け る ご 照 会 先 】

国際業務部
東京：03-6259-6695（代表）　大阪：06-6206-8434（代表）　名古屋：052-211-0544（代表）

発行：三菱ＵＦＪ銀行 国際業務部
編集：三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング 国際情報営業部

2019 年 2 月 25 日発行

・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

三菱UFJ銀行　MUFG